

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月22日
【事業年度】	第26期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社アルテ サロン ホールディングス
【英訳名】	Arte Salon Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 目黒 泉
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市中区翁町一丁目4番1号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	045 - 663 - 6123
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 坂口 満春
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市中区万代町一丁目2番地12
【電話番号】	045 - 663 - 6123
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 坂口 満春
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年3月26日に提出した第26期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

株式の保有状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

（金融商品関係）

（デリバティブ取引関係）

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

株式の保有状況

(訂正前)

- 1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 9 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 27,061千円

- 2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式及び非上場株式を除く。）

該当事項はありません。

- 3) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

(訂正後)

- 1) 当社及び連結子会社のうち、株式投資の貸借対照表計上額（投資株式計上額）がもっとも大きい会社（最大保有会社）である株式会社ニューヨーク・ニューヨークの保有状況については以下のとおりであります。

投資保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 1,204千円

なお、提出会社の株式の保有状況については以下のとおりです。

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額の合計額 353千円

- 2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式（みなし保有株式及び非上場株式を除く。）

該当事項はありません。

- 3) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【注記事項】

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

(訂正前)

<前略>

長期借入金及び社債は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

長期借入金及び社債は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

<後略>

(デリバティブ取引関係)

(訂正前)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年12月31日)

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成24年12月31日)		
			契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	40,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(訂正後)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年12月31日)

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成24年12月31日)		
			契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	40,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年12月31日)

該当事項はありません。